

もくれん

よろしくね!



第67号

平成30年11月発行



目次

税金クイズ大会・法人会全国大会(鳥取大会)に参加して	2
(公社)大川三瀬法人会 税金クイズ	3
7つの間違い探し	3
新事業承継税制とは	4
職場における高齢者の“居場所”	5
平成30年度 中学生の「税についての作文」	6
「税に関する絵はがきコンクール」の募集について	6
法人会 自主点検チェックシートを活用していますか?	7
税を考える週間	8
税務署長着任のごあいさつ	9
税務署だより	10~11

大木税金クイズ大会 (9月2日)



公益社団法人 大川三瀬法人会

〒831-0016 福岡県大川市大字酒見221-6
(大川商工会館内)

TEL(0944)87-8384 FAX(0944)88-2889
<http://www.okawamizuma.com>

社会貢献に税金クイズ大会

(公社) 大川三瀧法人会は、年行っています。

9月2日(日)道の駅おおき広場・10月7日(日)大川商工会館前で税金クイズ大会を開催しました。

税金クイズ大会は、法人会の社会貢献事業の一環として、市民の皆さんに税への関心、知識を深めてもらうと、大川税務署の協力のもとこの時期に地域の行事と合わせて毎年開催は三択式)を作成して実

施、当日は大川木工まつりが開催されており1,000名に上るクイズ参加者があり大盛況でした。

税金クイズ参加者は、源泉徴収制度、ふるさと納税制度、税金の使い道、消費税、贈与税、所得税、お酒の販売免許などに関する問題に挑戦し、家族やグループで相談しながら考えることで、税に対する理解と関心を深めていました。



法人会全国大会(鳥取大会)に参加して

平成30年10月11日(木)に、第35回法人会全国大会が、鳥取県立県民文化会館において全国より410会1,617名の会員が参加し盛大に催されました。

当会からは、福山会長、津村副会長、石井専務理事の3名が参加しました。

第1部は、記念講演会(演題)大山どりの奇跡(35歳、どん底からの挑戦(講師) (株)大山どり 代表取締役 島原道範氏

第2部の式典では、税制改正提言の報告、直方法人会青年部会(福岡)による租税教育活動の事例発表等があり、最後に大会宣言が力強く読み上げられ盛会に終了しました。

※尚、「平成31年度税制改正に関する提言」については地元自治体への陳情を予定していません。また、当会ホームページの「税についてご存知ですか」欄に掲載しますので、ご参照ください。



大川税金クイズ大会の問題です、皆さん考えてください。

(公社) 大川三瀬法人会 税金クイズ (大人用)

(番号記入)

	問 題	答 案
問1	社員の受け取る給料からは、支払いごとに所得税が天引きされ、会社を通じて国に納付されていますが、この制度を何というでしょう? ① 申告納税制度 ② 賦課課税制度 ③ 源泉徴収制度	
問2	自分の生まれ故郷や応援したい都道府県、市区町村への寄附で、原則として寄附額から2,000円を控除した金額が所得税、住民税の控除対象となる制度は? ① ふるさと応援制度 ② ふるさと納税制度 ③ ふるさと寄附金制度	
問3	消費税は、一部は地方の財源として配分されますが、その他の部分については、法律により用途が決められています。その用途とは何でしょう? ① 社会保障 ② 公共事業 ③ 防衛	
問4	贈与税の基礎控除額はいくらでしょう? ① 38万円 ② 65万円 ③ 110万円	
問5	消費税率が、8%から10%に引き上げられる時期はいつでしょう? ① 2019年4月1日 ② 2019年10月1日 ③ 2020年4月1日	

↑ 高校生以上は、上の(大人用)問題
↓ 小・中学生は、下の(子供用)問題 に答えてね。

答えは4Pを見よう!



(公社) 大川三瀬法人会 税金クイズ (子供用)

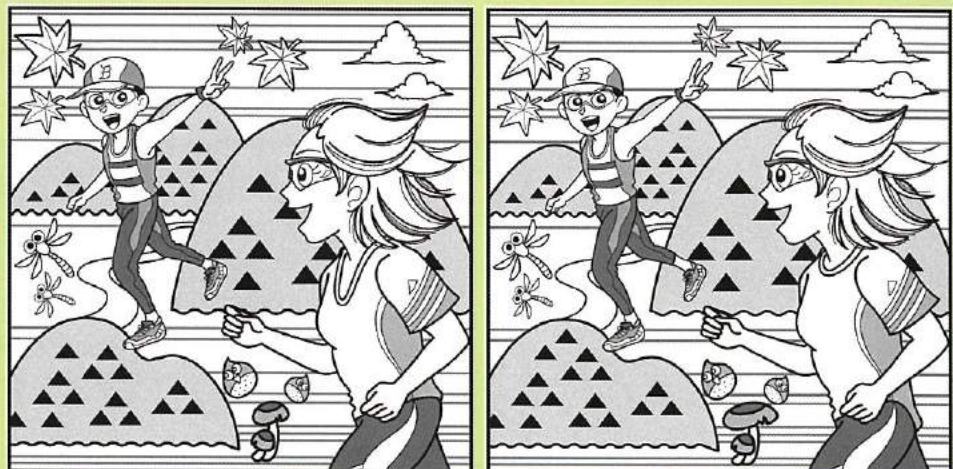
(番号記入)

	問 題	答 案
問1	国の税金の使い道は、どこで決められるのでしょうか? ① 国会 ② 内閣 ③ 税務署	
問2	国の平成28年度決算における税収で、一番税収が多かったのは次のどれでしょう? ① 消費税 ② 所得税 ③ 法人税	
問3	給料に対して課税される税金は次のうちどれでしょう? ① 所得税 ② 消費税 ③ 給与税	
問4	消費税制度が始まったのはいつでしょう? ① 昭和58年 ② 平成元年 ③ 平成9年	
問5	税務署で発行する免許は次のうちどれでしょう? ① 運転免許 ② たばこの販売免許 ③ お酒の販売免許	

7つ 間違い探し

*左の絵と右の絵には相違点が7か所あります。見つかりますか?
(答えはP5にあります)

イラストレーター 神谷一郎 作





新事業承継税制とは？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～



税理士 山宅孝道



リサ ▶ 最近話題になっている新事業承継税制とは、どのような制度なのでしょう。



サキ先生 ▶ 平成30年度税制改正では、事業承継税制について、これまでの措置（一般措置）に加え、10年間の措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の3分の2まで）の撤廃や、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）、贈与者・被相続人の要件及び後継者の要件等が改正された特例措置が創設されました。この特例措置については、10年間の措置ですので、2018年1月1日から2027年12月31日までの間の非上場株式等の贈与・相続が対象となっています。



リサ ▶ 特例措置について、具体的に猶予される税額は変わるのですか。



サキ先生 ▶ 今までの一般措置は猶予の対象となる株式が発行済議決権株式総数の3分の2までであり、贈与税はその全額、相続税はその80%が猶予されました。新たな特例措置については、猶予の対象となる株式が全ての発行済議決権株式となり、贈与税・相続税ともその全額が猶予されることになっています。



リサ ▶ 特例措置については、代表権を有していなかった人からの株式も対象になると聞いていますが、詳しく教えてください。



サキ先生 ▶ 一般措置は、先代経営者からの贈与や相続で取得した株式についてしか、納税猶予の対象となりませんでした。今回の特例措置では、先代経営者からの贈与や相続を受けた上で、先代経営者以外の人が持っている株式も納税猶予の対象となりました。例えば、お父様が先代経営者で、お母様が株式の一部を持っている場合なども、その株式が納税猶予の対象となります。また、先代経営者と親族関係がない、第三者が持っている株式であっても対象となります。



リサ ▶ 贈与の場合、その時期や期限とかはありますか。



サキ先生 ▶ 代表権を有していなかったお母様から株式の贈与を受け、特例措置の適用を受ける場合、先代経営者の贈与の日から経営継承期間内に申告期限が到来する株式の贈与が対象となります。

具体的な例として、先代経営者であるお父様からの株式の贈与が2018年11月1日だった場合、特例経営贈与承継期間はお父様からの贈与の申告期限である2019年3月15日の翌日から5年後の2024年3月15日となります。お母様からの株式の贈与が対象となるのは、お父様からの株式の贈与の日からこの期間内に贈与税の申告期限が到来する株式の贈与になりますので、2023年12月31日までに贈与された株式が対象となります。特例経営贈与承継期間内（2024年3月15日まで）に贈与された株式ではありませんので、注意しなければいけませんね。

なお、お父様からの株式贈与の前にお母様から株式の贈与を受けた場合、それは対象外となります。



リサ ▶ 時期や期限に注意しないと大変なことになってしまいますね。



サキ先生 ▶ そうですね、ほかにも特例承継計画の提出などの適用要件がありますから、適用要件を確認しながら進めることが大切です。

【筆者紹介】

山宅孝道(やまけ・たかみち)

1965年生まれ。東京国税局管内の税務署において管理・徴収部門、法人課税部門、資産課税部門等の事務に従事し、武蔵府中税務署資産課税部門上席国税調査官を最後に2013年7月退職。

埼玉県さいたま市で税理士登録。近著「所得税重要事例集」（共著、税務研究会）。



P3

(公社)大川三瀧法人会
税金クイズ (大人用) 答え

問1 ③ 問2 ② 問3 ①
問4 ③ 問5 ②

(公社)大川三瀧法人会
税金クイズ (子供用) 答え

問1 ① 問2 ② 問3 ①
問4 ② 問5 ③

－福岡県最低賃金改定のお知らせ－

福岡県最低賃金が次のとおり改定されます。

平成30年10月1日から

1時間 **814円(25円アップ)**

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。最低賃金引上げには、「業務改善助成金」をご活用ください。

問合せ先 福岡労働局労働基準部 賃金室

☎ 092-411-4578 FAX 092-411-4875

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

職場における高齢者の“居場所”

㈱アルティスタ人材開発研究所代表

玄間 千映子

なんとも強烈なタイトルで、失礼します。「居場所とはなんだ！」とお叱りの声も聞こえてきそうで、すみません。ですが、経験重視で行ってきた年功序列であるのなら、「経験」というものの正体も職場では掴めているはずで、そういう職場であれば高齢者は有効活用されているはず

です。 I T が使いこなせない高齢者はお荷物に映ってくるのだと思います。ですが、興味深いことに、日本では I T の活用と労働生産性とは連動していないようなのです。

OECDの成人力調査という2011年に行った調査でも、I T を駆使する能力は調査参加国中の平均は283、

ところが、現役世代からはお荷物的な意見もチラホラ。フタを開けてみるとどうもそこが上手くいっていないように、なんとも、もったいないことです。そこで、第一線から引いた定年延長対象となつたあたりから視野に、活躍の場を考えてみましょう。

日本は294と9ポイントも高いのに、(公財)日本生産性本部の日本労働生産性比較によると、時間あたりの単位労働生産性は1990年来66前後ではほぼ変わっていないのです。これらのデータからすると、労働生産性を上げるのに有効な手段は別のところにあるかと思えます。そう、お気づきかと思いますが、社内会議や先方との打ち合わせに要している活動が、問題なのですね。開催の時間や回数が問題なのではなくて、問題は密度のように思います。中身が希

薄化している、ということはありませんか？議題に潜在している課題の先読み力が弱いと、「議論は深まらないのにタイムアウト」と、なりかねません。そんなときに出番なのが高齢者の方々の業務経験です。

人の内面の活動の様子を整理したJ・ラスムッセンによると、人が何かの事象に対し対策を決めるには①価値特性②機能特性③状態と事象④対象と背景⑤感覚データについての情報が必要だと云っています。これらの情報は、業界事情に精通して初めて読み解ける内容だということがポイントです。現象として表れていることの“背景”が、

肝心。 会議が白熱しないのは、議題に持ち寄る情報が表層的で、現象として起きていることとどまっていることが原因か

もしれません。そんなとき、高齢者の方々ならその現象をどう読み解くか？その読み解き方を、会議の前にちよつと意見を聞いてみるというのはどうでしょう。職場の I T 化で生じている、O J T の機能低下の補正にもなります。もちろん高齢者の方々は求められているのは業務力よりも、経験力。その読み解き方を相談者が参考事例にできるよう、伝えられることが必要です。それには原因—結果—条件の関係として、伝えることがポイントです。



P3

「7つの間違い探し」の答え

- 1) 帽子柄(男性)
- 2) 右足首裾の長さ(男性)
- 3) 山の柄(▲マーク)
- 4) キノコの大きさ
- 5) 襟首(女性)
- 6) 腰付近の裾(女性)
- 7) カエデの向き



【筆者紹介】

玄間千映子
(げんま・ちえこ)

㈱アルティスタ人材開発研究所代表。國學院大学卒。米インマヌエル大学大学院卒業、米スタンフォード大学ビジネススクール修了。財団法人日本船舶振興会(現日本財団)役員、国会議員各秘書を経て1994年に前身の(有)アルティスタを設立し代表に。2006年現社名に改組。日本経済大学大学院非常勤講師、(一社)水底質浄化技術協会監事などを兼任。著書に「ジョブ・ディスクリプション一問一答」「リストラ無用の会社革命」など。

平成30年度 中学生の「税についての作文」

大川三瀧法人会会長賞



「災害に使われる税」

大川市立大川南中学校 三年二組 今村 ゆい

「税」を辞書で引くと、「国費・公費をまかなうため、国・地方公共団体が国民・地域住民・消費者などから強制的に徴収する金銭」とあります。強制的に国費・公費をまかなうために徴収される、と聞くと、なにか損をしているように聞こえますが、この税が私たちの暮らしを支えています。私たちが通う学校も、その学校に通う時に通る道路も、みんなが納めている税金が、社会のために使われています。

私は、災害が起こった時に注目しました。災害が起こったときも税金が使用されるのです。父からそのことを聞いて、とてもびっくりしました。なぜなら、私はいつも、災害が起こったとき、復旧作業などに使われるお金がどこから出されているのか、気になっていたので、

者の方の生活を支えているようです。

豪雨災害のときは、土砂を撤去する作業や、橋や道路の崩壊した部分を修理したりすることに使われます。地震・津波の災害のときは、仮設住宅の建設や、救出作業などに使われます。他には、食糧などの調達にも使われました。どれも、生活をするうえで必要なことです。そのようなことが、私たちが払っている税金でまかなわれています。

私たちが毎日のように払っている税金は、災害に遭った日本のどこかの誰かの生活を支えている、ということがいえると思います。たとえばその納税者が中学生だろうが大人だろうが、払っていたら、そういえると思えました。中学生の私には、そのことがとても大きな問題のことのように思

えるのですが、それはとても、身近な問題であり、誰もが考えなければいけない問題だと感じました。今の私は誰かを助けている立場ですが、もし私の近くで災害が起こったら、その立場が変わるかもしれません。

助け合いが大事だということを改めて感じさせられました。また、誰もが過ごしやすい社会をつくるために、税金が必要だと、改めて感じました。税金にはきちんと意味があるのだと思います。

税金が使われているものに感謝しながら、払わなければならないお金をきちんとはらうことが大事だと思います。私たちは、これから大人になるので、災害だけに限らず、教育や福祉なども、正しく、平等で、効率の良い税金の使い方を学び、考えていかなければいけないと強く思いました。

「税に関する絵はがきコンクール」の募集について

大川三瀧法人会では、大川大木租税教育推進協議会が実施する「租税教室」に参加した、大川・大木地区の全小学校（11校）の六年生を対象として、「税に関する絵はがきコンクール」を行いますので、大勢の皆さんの絵はがきコンクール参加をおまじします。

なお、コンクールに出展されますと参加賞を差し上げると共に、優秀な作品については表彰を行います。また、出品された全作品は地元ショッピングセンター等の展示を予定しています。



平成29年度 大賞 今村 さくらさん
法人会 大賞 今村 さくらさん
大野島小学校

企業の皆様

法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に
(法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。

1. 平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、〈表面〉に 8. (5)「社内監査」欄が新たに設けられました。

「社内監査」欄には、
各種チェックシート
等を活用した社内監
査実施の有無を記入
します。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、
社内点検を実施した場合には、下記のように
記入してください。

(5) 社内監査
実施の有無 有 無
(法人会 自主点検チェックシート)

法人会 自主点検チェックシート (国税庁後援) は、企業自らが自主的に点検することにより、
税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。

まだ自主点検チェックシートに取り組まれていない
経営者の皆様も、是非一度お試しください。

2. また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17. 「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

(記入例)

17 加入組合等の状況
〇〇法人会会員
(役職名) (法人会役職名をご記入ください)
法人会の会員であることを
ご記入ください。

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。



自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」の
コーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検
チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご活用ください。

お問い合わせ先



大川三瀨法人会

電話番号 0944-87-8384

URL <http://okawamizuma.com>

税について **ちょっと** 考えてみよう!

「税を考える週間」

11月11日～11月17日

今年のテーマは「暮らしを支える税」です

みんなの税が
未来の暮らしを
豊かにする。



国税庁のホームページでは
「国税庁の取組」や「税に関する情報」を紹介しています。




国税庁
www.nta.go.jp

くわしくはこちら **税を考える週間** **検索**

法人番号 7000012050002
※上記コードのURLは今後変更する場合があります。

国税庁では以下の取組を実施しています

- 【社会保障・税番号制度】 制度の定着に向けて、関係府省庁や関係民間団体等とも連携・協調を図りながら、周知・広報を実施しています。
- 【e-Tax】  平成31年1月から個人納税者のe-Tax利用がより便利になります。また、申告書等の電子提出のための環境整備を進めていきます。
- 【消費税の軽減税率制度】 制度の円滑な実施に向けて、準備が必要な事業者の皆様に対し、関係府省庁や関係民間団体等とも連携・協調を図りながら、周知・広報を実施しています。

詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)またはe-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。



着任の「ごあいさつ」

大川税務署長 嵩 洋一

本年7月の定期人事異動で、人会です。

大川税務署長を拝命し、福岡国税局徴収部国税訟務官主任訟務官から転任してまいりました嵩(だけ)でございます。

公益社団法人大川三瀧法人会の皆様方には、日頃から税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。私は、総務課長勤務以来9年ぶりの大川税務署でございますが、管内は筑後川の下流、筑紫平野のほぼ中央に位置し、豊かな大地と海に育まれた野の幸、海の幸に恵まれ、伝統技術に基づく特産品があり、そして何より人情味あふれるすばらしい地で再び勤務できる機会に恵まれましたことを大変光榮に思っております。

さて、大川三瀧法人会は、「三瀧郡法人会」として昭和26年10月に福岡国税局管内で初めて設立された歴史ある法

上げる。」と安部首相が表明されました。併せて、飲食料品等の軽減税率制度も実施となります。税務当局としましては、平成27年4月の改正以来準備を進めてまいりましたが、過去2度の延期があつたためか、一般への認知度は高いものの、準備不足を懸念する声も聞こえております。

当署といたしましても、国税庁ホームページ等を通じた情報提供や説明会の開催等に取り組んでいるところであり、引き続き、法人会の皆様のお力添えをいただきながら、あらゆる機会を通じて、積極的な周知・広報に努めてまいりたいと思っております。

どうか法人会の皆様におかれましては、今後とも税の良き理解者として、改正消費税法をはじめとする各種施策へのなお一層のご理解とご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後にになりましたが、公益社団法人大川三瀧法人会の皆様のご発展と会員企業の皆様方の更なるご繁栄を祈念いたしまして、私の着任のあいさつとさせていただきます。

平成30年度 大川税務署定期人事異動一覧 (平成30年7月10日付発令)

所属	官職	転出者		転入者	
		氏名	配置先	氏名	前任署等
	署長	前田省三	国立印刷局 財務部長	嵩洋一	福岡国税局徴収部 国税訟務官 主任訟務官
総務課	総務課長	古賀務	福岡国税局 資産課税課 課長補佐	松山泰士	久留米税務署 個人課税第一部門 統括国税官
	総務係長	横山賢広	福岡税務署 法人課税部門 国税調査官	榎木英幸	福岡国税局 調査第二部門 国税調査官
	主任	福井雄太	福岡国税局 査察管理課 国税査察官	白井優斗	博多税務署 資産課税第二部門 国税調査官
管理運営部 徴収部門	統括国税官	阿多健博	佐賀税務署 税務広報広聴官 税務広報官	谷生輝幸	佐世保税務署 総務課 課長補佐
調査部門	統括国税官	田代昌一郎	佐賀税務署 特別国税調査官(所得) 特別国税官	古川和浩	香椎税務署 個人課税第四部門 統括国税官
	上席国税官	笹渕昭弘	福岡税務署 資産課税部門 上席国税官	野鶴達也	博多税務署 資産課税第二部門 上席国税官
	上席国税官	中園茂人	八女税務署 個人課税部門 上席国税官	小田亮太	久留米税務署 個人課税第二部門 国税調査官
	国税調査官	松枝宏治	久留米税務署 法人課税第一部門 国税調査官	堤一輝	博多税務署 法人課税第五部門 財務事務官

税務署だより

平成31年(2019年)10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。
外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は、飲食料品に含まれます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ(経費)がある課税事業者の方

仕入れ(経費)について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



免税事業者

課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。



免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者



〈平成30年7月〉国税庁

税務署だより

帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

勘定元帳（仕入）					
XX年	月	日	摘要	税区分	借方 (円)
11	30		△△商事様 11月分 日用品	10%	88,000
11	30		△△商事様 11月分 食料品	8%	43,200
			②	①	③
					④

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
△△商事様		
平成XX年11月30日		
11月分 131,200円（税込み）		
日付	品名	金額
11/1	魚 惣	5,400円
11/1	牛肉 惣	10,800円
11/2	お弁当 惣	2,200円
合計		131,200円
10%対象		88,000
8%対象		43,200
※は軽減税率対象品目		

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。
 【URL】 <http://kzt-hojo.jp>
 【専用ダイヤル】 0570-081-222
 【受付時間】 9:00~17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
 【専用ダイヤル】 0570-030-456
 【受付時間】 9:00~17:00（土日祝除く）
 上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、つながります。
 税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の「▷その他のバナー一覧」をクリック



消費税軽減税率制度

又は

QRコードから特設サイトへ



アフラックは、1983年より「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。
Aflac

〈引受保険会社〉 **アフラック** 福岡総合支社 法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505 ※今後の対応は担当の募集代理店が行います。



法人会の経営者大型総合保障制度
**広げよう
企業保障の
大きな傘を**

法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社
久留米支社/福岡県久留米市東町38-1
TEL 0942-32-4306

AIG AIG損害保険株式会社
久留米営業支店/福岡県久留米市東町38-1
(大同生命久留米ビル7F) TEL 0942-33-0441